

各位

富山県土木部建設技術企画課長

建設業許可の変更届出に係る郵送による提出について（通知）

建設業許可に係る変更届出手続について、下記のとおり取扱いを変更します。

記

1. 提出方法の変更

変更届出書類について、技術者資格や常勤性、加入状況等の確認のために資格者証等の証明書類の原本確認を要する以下の書類を除き、郵送による提出を認める。

- (例)・経營業務の管理責任者を変更する旨の届出
- ・営業所の専任技術者を変更（追加）する旨の届出
 - ・令3条に規定する使用人を変更（追加）する旨の届出
 - ・健康保険等の加入状況を変更する旨の届出

郵送可となる書類については、別表「R0505 郵送提出を認める変更届出書類の一覧表」をご確認ください。

2. 郵送先

所管する土木センター企画管理課業務班

3. 郵送する際の注意点

副本一部（届出者用控え）を返却するため、返信用封筒及び返信用切手を同封してください。

返信用封筒又は返信用切手（料金不足も含む。）が同封されていない場合には、各土木センター企画管理課業務班に受け取りに来ていただくことになります。

4. その他

- (1) 建設業許可申請書類や、経営事項審査申請書類、1. で郵送可の対象から除外する変更届書類については、引き続き、各土木センター企画管理課業務班へ直接持参によりご提出ください。